

# 安全データシート

作成日：2020年9月1日

改訂日：2022年8月25日

---

## 1. 化学品及び会社情報

製品名 : 高純度精製トルエン 99  
会社名 : 株式会社ウレシン  
住所 : 〒660-0072 兵庫県尼崎市大庄川田町 3 2  
FAX : 06-6412-3156  
E mail : [uresin@siren.ocn.ne.jp](mailto:uresin@siren.ocn.ne.jp)  
推奨用途：工業用の溶剤  
使用上の制限：推奨用途以外で使用する場合は  
専門家への判断を仰ぐこと

---

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分 2
健康に対する有害性	急性毒性（吸入：蒸気）	区分 4
	皮膚腐食性／刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性	区分 2B
	生殖毒性	区分 1A (気道刺激性、麻酔作用)
	生殖毒性・授乳に対する又 は授乳を介した影響	追加区分
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (中枢神経系) 区分 3 (麻酔作用、気道刺激性)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (中枢神経系、腎臓)
環境に対する有害性	誤えん有害性	区分 1
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 3

注) 上記の GHS 分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」または「分類できない」に該当する。

## GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気

皮膚刺激

眼刺激

吸入すると有害

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

授乳中の子に害を及ぼすおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気やめまいのおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性、長期継続的影響によって水生生物に有害

臓器の傷害：中枢神経系

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の傷害：

中枢神経系、腎臓

注意書き

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

[安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。

禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること。

アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

妊娠中、授乳期中は接触を避けること。

取扱い後はよく手を洗うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

[応急措置]	<p>環境への放出を避けること。</p> <p>保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。</p> <p>吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯すること。</p> <p>眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。</p> <p>その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">無理に吐かせないこと。</p> <p>ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>火災の場合：火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火すること。</p>
[保管]	容器を密閉して、涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。
[廃棄]	内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
他の危険有害性	情報なし

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品

#### 組成及び成分情報

化学名又は一般名	含有量	化学式 (分子量)	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法)	安衛法官報 公示番号
トルエン	≥99.0%	C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub> (92.14)	108-88-3	(3)-2 (3)-60	公表化学物質

### 4. 応急措置

吸入した場合	<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>症状が続く場合には、医師に連絡すること。</p>
皮膚に付着した場合	多量の水と石鹼で洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師の手当てを受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。直ちに医師の診断、手当てを受けること。 揮発性液体のため、吐き出させるとかえって肺への吸引などの危険が増す。水でよく口の中を洗わせてもよい。意識の無い場合は、口から何も与えてはならない。
応急措置をする者の保護	個人用保護具を着用すること。

## 5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤	棒状放水
特有の危険有害性	引火性の高い液体及び蒸気。 蒸気/空気の混合気体は爆発性である。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。 消火後再び発火するおそれがある。 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。 関係者以外は安全な場所に退去させる。周辺火災時、容器に水を噴霧して冷却する。 安全に対処できるならば着火源を除去すること。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、必ず保護具を着用する。

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	作業には、必ず保護具（手袋・眼鏡・マスクなど）を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項	漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法 及び機材	乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。付着物、回収物などは、関係法規に基づき速やかに処分する。
二次災害の防止策	付近の着火源などを速やかに取り除く。 着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。 火花を発生しない安全な用具を使用する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 火気厳禁。高温物、スパークを避け、強酸化剤との接触を避ける。局所排気装置を使用すること。
	局所排気・全体換気	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
	注意事項	容器を転倒させ落下させ衝撃を与え又は引きずる等の粗暴な扱いをしないこと。 漏れ、溢れ、飛散などしないようにし、みだりに粉塵や蒸気を発生させないこと。 使用後は容器を密閉すること。 取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。 指定された場所以外では飲食、喫煙をしてはならない。 休憩場所では手袋その他汚染した保護具を持ち込んではない。
	安全取扱い注意事項	取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。 静電気放電（有機物の蒸気を引火させうる）を避けるために必要な措置をとる。個人用保護具を着用すること。皮膚、眼、衣服との接触を避ける。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
	衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	技術的対策	消防法の規制に従う。
	安全な保管条件	安全な保管条件：容器は遮光し、換気のよいなるべく涼しい場所に密閉して施錠して保管する。
	安全な容器包装材料	消防法及び国連輸送法規で規制されている容器を使用する。
	混触禁止物質	強酸化剤

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 設備対策

屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化、または局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い・洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

### ばく露限界

化学名	日本産業衛生学会	管理濃度 作業環境評価基準	米国産業衛生 専門家会議 (ACGIH)
	TWA: 50 ppm OEL	ISHL/ACL:	
トルエン	TWA:188 mg/m <sup>3</sup> OEL Skin ISHL/ACL: 20 ppm	20 ppm	TWA: 20ppm

### 保護具

呼吸器用保護具	有機ガス用防毒マスク (JIS T 8152)
手の保護具	化学防護手袋 (JIS T 8116)
眼の保護具	側板付き保護眼鏡 (必要によりゴーグル型または全面保護眼鏡) (JIS T 8147)
皮膚及び身体の保護具	長袖作業衣

### 適切な衛生対策

安衛則の皮膚等障害化学物質等に該当するため、厚生労働省のマニュアル等に従い、適切な皮膚障害等防止用保護具を使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

(本品についてのデータはないため、エタノール 100%の情報を示す)

物理状態	無色透明液体
臭い	特異臭
融点/凝固点	-93°C
沸点又は初留点及び沸騰範囲	111°C
可燃性	引火性の高い液体及び蒸気
蒸発速度	情報なし
燃焼性 (固体、ガス)	情報なし
爆発限界 上限	7.1%
下限	1.1%
引火点	5°C
自然発火点	480°C

分解温度	情報なし
pH	情報なし
粘度 (粘性率)	情報なし
蒸気密度	情報なし
動粘性率	情報なし
溶解度	水：ほとんど溶けない エタノール、ジエチルエーテル：極めて溶けやすい
n-オクタノール/水分配係数	2.73
蒸気圧	3.8 kPa (25°C)
密度/相対密度	0.864-0.868 g/mL
相対ガス密度	3.1 (air = 1)

## 10. 安定性及び反応性

反応性：通常の条件では、危険有害な反応は起こらない。

化学的安定性：通常の取り扱い条件においては安定である。

流動、攪拌などにより静電気が発生することもある。

危険有害反応性：強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

避けるべき条件：高温と直射日光、熱、炎、火花、静電気、スパーク

混触危険物質：強酸化剤

危険有害な分解生成物：加熱により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

## 11. 有害性情報

(本品についてのデータはないため、エタノール 100%の情報を示す)

急性毒性	経口 LD50	経皮 LD50	吸入：蒸気 LC50
トルエン	5000 mg/kg (Rat)	12000mg/kg (Rat)	7460ppm(Rat)4h(vapor)
分類根拠	NITE の GHS 分類 に基づく	NITE の GHS 分類 に基づく	NITE の GHS 分類 に基づく
	皮膚腐食性／刺激性	眼に対する重篤な 損傷性 /眼刺激性	呼吸器感作性又は 皮膚感作性
分類根拠	NITE の GHS 分類 に基づく	NITE の GHS 分類 に基づく	NITE の GHS 分類 に基づく

分類根拠	生殖細胞変異原性 NITE の GHS 分類 に基づく	発がん性 NITE の GHS 分類 に基づく	生殖毒性 NITE の GHS 分類 に基づく
発がん性	NTP IARC	米国産業衛生 専門家会議 (ACGIH)	日本産業衛生学会 許容濃度
トルエン	—	Group 3	NITE の GHS 分類に 基づく
分類根拠	特定標的臓器毒性 (単回ばく露) NITE の GHS 分類 に基づく	特定標的臓器毒性 (反復ばく露) NITE の GHS 分類 に基づく	誤えん有害性 NITE の GHS 分類 に基づく

## 12. 環境影響情報

### 生態毒性

	藻類／水生植物	魚	甲殻類
トルエン	EC50: Pseudokirchneriella subcapitata 433 mg/L 96h	LC50: Pimephales promelas 15.22 – 19.05 mg/L 96h	LC50: Ceriodaphnia dubia 3.78 mg/L 48h

### その他のデータ

分類根拠	水生環境有害性 短期 (急性) NITE の GHS 分類に基づく	水生環境有害性 長期 (慢性) NITE の GHS 分類に基づく
------	--------------------------------------	--------------------------------------

残留性・分解性 データなし

生体蓄積性 データなし

土壌中への移動性 データなし

オゾン層への有害性 データなし

## 13. 廃棄上の注意

### 残余廃棄物

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合

にはそこに委託して処理する。

#### 汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する時は、内容物を完全に除去した後に処分する。

---

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上輸送は IMO の規則に、航空輸送は ICAO/IATA の規則に従う。

国連番号 1294

国連品名 TOLUENE (トルエン)

国連危険有害性クラス 3

副次危険 -

容器等級 II

MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質  
汚染物質カテゴリー Y

### 国内規制

陸上規制情報 消防法の規定に従う。

毒劇法の規定に従う 海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

航空規制情報 航空法の規定に従う。

### 特別安全対策

移送時にイエローカードの保持が必要。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

重量物を上積みしない。

緊急時応急措置指針番号 130

---

## 15. 適用法令

### 国内法規

消防法：

危険物第四類 第一石油類 危険等級 II (指定数量 200L)

労働安全衛生法：

危険物・引火性の物物 (施行令別表第 1 第 4 号)

名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条、施行令第 18 条)

第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）  
名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）  
作業環境評価基準（法第65条の2第1項）

皮膚等障害化学物質等（規則第594条の2第1項）

毒物及び劇物取締法：劇物 包装等級 3

化審法：優先評価化学物質（法第2条第5項）

危険物船舶運送及び貯蔵規則：引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）

航空法：引火性液体

海洋汚染防止法：施行令別表第1 有害液体物質 Y類物質

PRTR法：第1種 管理番号 300

水質汚濁防止法：指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

輸出貿易管理令：別表2 輸出承認品目

麻薬及び向精神薬取締法：麻薬向精神薬原料

大気汚染防止法：有害大気汚染物質（優先取組物質）

悪臭防止法：特定悪臭物質

---

## 16. その他の情報

記載内容は現時点で入手した情報等に基づいて作成していますので、新しい知見により改訂されることがあります。また、製品安全データシートは、安全保証書ではありません。

本品を取り扱う場合には使用者の責任において実態に応じた適切な処置を講じてください。

【作成者】株式会社ウレシン 溶剤事業部 管理薬剤師 成尾  
連絡E mail : [uresin@siren.ocn.ne.jp](mailto:uresin@siren.ocn.ne.jp)